

令和2年千葉市教育委員会会議
第5回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和2年千葉市教育委員会会議第5回定例会会議録

日時 令和2年5月25日(月)
午後2時00分開会
午後3時05分閉会
場所 第一・第二会議室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 和田 麻理
委 員 小西 朱見
委 員 千葉 雅昭
委 員 藤川 大祐
委 員 竹田 賢

出席職員

教 育 次 長	大野 和広	教 育 指 導 課 長	鶴岡 克彦
教 育 総 務 部 長	松浦 良恵	教 育 支 援 課 長	小田 將史
学 校 教 育 部 長	山下 敦史	保 健 体 育 課 長	阿部健一郎
生 涯 学 習 部 長	佐々木敏春	教 育 セ ン タ ー 所 長	石川 英明
中 央 図 書 館 長	安部 浩成	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	千葉 直敏
総 務 課 長	山口美登里	生 涯 学 習 振 興 課 長	中島 千恵
企 画 課 長	山崎 二郎	文 化 財 課 長	佐久間仁央
教 育 職 員 課 長	吉田 悦子	学 校 施 設 課 担 当 課 長	石川 幸夫
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	保 健 体 育 課 担 当 課 長	山本 春樹
学 校 施 設 課 長	森永 成	総 務 課 課 長 補 佐	志賀 二郎
学 事 課 長	栗和田 耕	総 務 課 経 理 班 主 査	大友 美嗣
教 育 改 革 推 進 課 長	片見 悟史	総 務 課 総 務 班 主 査	金井 昌樹
書 記 総 務 課 主 任 主 事	松元 秀之	総 務 課 主 事	佐野 翔一

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より和田委員を指名
- 4 会期の決定
令和2年5月25日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和2年第1回定例会会議録、令和2年第2回定例会会議録及び令和2年第1回臨時会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定
議案第21号及び議案第22号を非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 新型コロナウイルス感染防止対策について
山口総務課長より報告があった。
報告事項(2) 令和2年5月1日現在の児童生徒数について
栗和田学事課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第17号 懲戒処分の指針の一部改正について
吉田教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第18号 市立稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行について
片見教育改革推進課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第19号 令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
議案第20号 令和3年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について
鶴岡教育指導課長より一括して説明があった後、審議。全委員異議なく、原案の一部を訂正のうえ可決した。
議案第21号 令和2年度補正予算について

石川学校施設課担当課長、片見教育改革推進課長及び山本保健体育課担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第22号 工事請負契約について

森永学校施設課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告

報告第4号 令和2年度補正予算について

片見教育改革推進課長より報告があった。

報告第5号 令和2年度補正予算について

阿部保健体育課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 新型コロナウイルス感染防止対策について

磯野教育長 報告事項に係る説明をお願いいたします。

報告事項(1)「新型コロナウイルス感染防止対策について」、
総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 報告事項(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、前回の会議後に決定、対応いたしました内容について、ご報告をさせていただきます。

まず、(1)の市立学校の一斉休校の延長について、休校期間の延長ですが、前回、5月6日までとしていました市立学校の一斉休校について、市内における感染発生の状況、それからその後の国の緊急事態宣言を受けまして、5月17日まで、その後、5月31日までと、段階的に休校期間を延長しました。

(2)の休校期間延長に伴う学習保障への対応について、ご説明します。

まず、市立の小・中・特別支援学校の夏季休業期間について、41日間を、16日間に変更することを決定しております。

また、休校期間中の家庭における学習の保障についてですが、プリント等をはじめとした学習課題の配布による家庭学習、それからドリルパークによる学習、学習動画のコンテンツ配信、また、千葉テレビでの授業動画配信といったことで、家庭における学習保障の対応をしております。

また、本日から各公民館において、自習スペースとして一部を開放し、対応していただいているところです。

次に、(3)の心のケアについてご報告します。

在宅での生活が長くなっていますので、心のケアということで、各学校による家庭訪問、電話連絡、またアンケート等により、各児童生徒個々の状況についての把握をしております。

学校ホームページや学校だよりによるメッセージ配信、また、千葉市SNS相談の前倒し開設をはじめとした各種相談窓口の活用と併せ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援を行っているところです。

(4)の個別相談日についてです。

市立の小・中学校において個別相談日を設定し、子どもたちの学習保障や心のケアを図ることとしているところです。

なお、子どもルーム（アフタースクール）事業が平日の午後2時30分からということで、それまでは、小学校1年生から4年生及び特別支援学級の児童で、保護者の就労等により自宅待機が困難な場合のお子さんについては、希望者を対象に、各学校での受入れを実施しているところです。

裏面をご覧ください。

市立学校の再開についてご報告します。

国・県の動向及び市内の感染状況を踏まえて、分散登校日を設定・実施した上で、6月1日から学校再開することとしました。

まず、任意の分散登校日の設定についてですが、5月25日から29日まで、小・中学校において学級を分割し、週2日、1日3時間での分散登校を設定しております。また、高等学校においては、各学級を2分割の上、週5日、1日3時間で実施しております。

学校の再開についてですが、6月1日から5日までの週は、小・中・高校については、各学級2分割、週5日、1日3時間、短時間での授業を実施することとしております。また、特別支援学校については、学級分割はしませんが、週5日、1日3時間の授業を実施するというように予定しております。

6月8日以降、小・中・高等学校については、給食を含めまして、通常の授業を開始します。特別支援学校については、6月8日から12日までは、引き続き週5日、1日3時間の授業を行い、6月15日の週からは、給食も含めた通常授業

を開始することとしております。

入学式については、そちらに記載のとおりですので、ご確認ください。

次に、生涯学習施設の状況についてご報告します。

図書館、公民館図書室における一部機能の再開ということで、5月12日火曜日から予約本の貸出し、それから貸出中の本の返却に限り再開をしております。なお、貸出しに当たりましては、集中しないような配慮をしているところです。

次に、施設の再開について、千葉県において、施設の使用停止要請を段階的に解除することについての基本的な考え方が示されたことを受けて、以下のとおり施設を再開することとしております。

なお、施設再開に当たりましては、3密を避ける対策やソーシャルディスタンス確保対策を講じ、発熱症状がある場合の来館自粛、手指消毒設備の設置や施設の消毒、マスク着用の周知など、感染拡大防止措置に努めていくものとしております。

なお、主催事業の開催については、6月末まで休止をし、7月以降はリスクの軽減措置を勘案して判断することとしております。

報告は以上になります。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。また、この間の様々なご対応、誠にありがとうございます。大変な中、ようやく学校再開を迎えられるようになったこと、ありがたく思っております。

2点質問させてください。

1点目ですが、夏休みを短縮しますが、エアコンの状況を教えていただきたいと思います。本来、今年度まで千葉市では、夏休みを長く取っており、それはエアコンが今年度までつかないからだということになっていたと思います。当然ながら、エアコンがないところが残っていると思うのですが、どの程度の状況なのか、そして、エアコンがないような学校がもしある場合には、暑さ対策は、どのように考えられているのかについては、ぜひ伺っておきたいと思います。

2点目ですが、学校再開に当たりまして、分散登校等につ

いては、資料でご説明いただいたのですが、例えば、授業の形式で、文科省からは合唱などを控えるなど、いろいろな基準が示されていますが、千葉市においては、文科省のガイドラインに従うような対応を取るのか、千葉市独自で学校に対して感染防止対策として伝えていることがあるのかどうか、このあたりについてお知らせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

森永学校施設課長 エアコンの整備状況について、簡単にご報告させていただきます。

普通教室のエアコン設置については、昨年度末、本年3月末までに、大部分の学校で完了したところですが、直接施工の中学校12校については、6月末までの完了を予定しております。こちらは順調に進んでおり、6月末までにはかからない見込みです。

報告は以上です。

鶴岡教育指導課長 授業形式についてお答えしたいと思います。

まずは、文科省の通達をベースに、本市としても指導計画を再編しまして、各学校へ参考となる資料を送付するところです。

なお、文科省からも出ているように、感染リスクの高い学習については当面実施しない。具体を申し上げますと、音楽の合唱等の授業については、やらないという方向性ではなく、年をまたいで3学期、特に後期の後半に実施できないかという計画で進めているところです。

以上です。

藤川委員 ご説明ありがとうございました。

感染防止については、特に分散登校の期間が短いこともあり、それ以降、クラスによってはかなりお子さんの数が多くなりますので、細心の注意を払って進めていただきたいということをお願いいたします。

また、夏休みだったはずの期間については、かなり夏休みが短くなってしまい、子どもたちのストレスや、あるいは暑さによる健康状況の悪化など、いろいろなことが心配されますので、できましたら柔軟に、例えばある程度暑い日については、臨時休校などもできるようにすることや、できるだけ短縮日課にして負担が少ないようにすることなど、夏休みだ

った期間の子どもたちの健康があまり損なわれることがないようなご配慮を、柔軟に考えていただけるとありがたいと思います。

以上、意見です。よろしく願いいたします。

小西委員 いろいろとありがとうございます。

分散登校中の登下校時の安全についてですが、私の居住する学区でも、自粛中に近くの公園の砂場に大量のガラス瓶が埋められていたり、カッターの刃が埋められていたりという事件が起きていて、保護者としても不安を感じています。たまたま今日、我が子の分散登校日だったので、ついていったのですが、やはり人通りに人がほとんどいない状況です。もうすぐ通常登校が再開はするとは思いますが、分散登校中だけでも警察の見回りを多くしてもらうことや、あとはセーフティウォッチャーさんも限界があるかもしれないのですが、できる限りご協力いただくなど、登下校中の安全について、いま一度、確認と配慮をいただければ、と思います。

山下学校教育部長 ありがとうございます。

登下校については、地域の方々にご協力をいただいております、また、学校の教員も、見回り、パトロールを行っているところです。いよいよ6月から始まりますので、これについては、再度警察と連携を図りながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

和田委員 本当にいろいろとありがとうございました。ただ、ありがとうございましたと過去形で言っているのかどうか、まだこれからいろいろなことが起きるかもしれないので、その都度ご対応をお願いできればと思います。

夏休みに関してなのですが、藤川委員からもありましたように、学校にいる間、それからご家庭ではエアコンの効いているところにいると思うのですが、通学路に関しては、非常に炎天下の中を登下校することになるので、特に通学距離の長い学区に関しては、よほどの注意をしていかないといけないと感じます。そのあたり、ぜひご指導いただければと思います。

それから、もう一点なのですが、今回、様々な形で休校中の学習の形態を整えていただいたことと思います。短い間に様々なアプローチをしていただき、本当に感謝しております。

現場の先生方も大変だったと思います。よく頑張っていたなと思っております。

ただ、今回のことが、先ほども申しましたが、これで終わったわけでもなく、これから先もまた何かの形で、コロナではない形で、学校を急に休校しなければならないということもあるかと思えます。再開した学校の対処も大変だと思うのですが、オンラインで何かできる形をしっかりと整えていくなど、一番理想的な形でいえば、いつもの担任の先生がいつものような授業で、友達とも画面で会えるような形で授業が進んでいくというのが、本当は理想的なのかなと考えるのですが、そのようなことも併せてご検討を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

山下学校教育部長 お話があったとおり、子どもの安心安全を最優先にしたいと考えています。特に夏については、今まで以上に地域の方、セーフティウォッチャー、また保護者の方々に、定点に立っていただくなどの働きかけをしていきたいと考えています。

また、登下校中であっても、水分は補給していくということを、子どもたちには再度徹底指導していきたいと考えています。

オンライン授業については、今後、検討を進めていかなければいけないと考えております。

以上です。

磯野教育長 では、私の方から1点。

以前、会議でも申し上げましたが、やはり夏休みよりも長い期間の休校が終わって、学校が始まります。当然、先生方も、これまでかなり授業の準備等で負担をかけていた部分もあって、先ほどあったように、指導計画を7掛けくらいで、短い期間でやるという形になりますので、先生方はかなり焦ってしまうという状況があると、子どもにそれが移ってしまう。そうすると、だんだん先生も負担に感じてきて、子どもも負担に感じてくるという状況が考えられますので、その点は、今回、本当に焦らないで、まずはきちっと学校で子どもが安心して学ぶ場所だよということを、そこからスタートしていただかないと、かなり厳しくなると思えます。

焦ってここでやってしまうと、お互いに負担がかかってしまいますので、その点だけはぜひ学校に伝えていただければ

と思います。よろしく申し上げます。

山下学校教育部長 今、教育長からありました点を考えなければいけないと思います。本日、学校教育部で文書を発出し、その旨については、徹底した指導を、学校長から先生方にするよう依頼していきます。

以上です。

竹田委員 医者立場から少し伺いたいのですが、コロナ前とコロナ後で、登校中に子どもたちが熱を出したとか、けがをしたとか、そういうことの対応が少し変わってくると思います。時々、養護の先生とか、学校の先生ともお話しするのですが、例えば子どもが登校中に熱が出た場合、とりあえず健康管理室に連れていき、お迎えを頼むのですが、今、小学校の低学年は、親御さんが来てもらって、連れていってもらおうのですが、高学年になっても、やっぱり保護者が来ないと渡せないような状況になっているそうです。なぜかという、交通公共機関は使えないと、電車に乗ってはいけない、バスに乗ってはいけないという、結局、親御さんが車で来て連れていく、あるいはタクシーで来て連れて帰るようなことになるので、その辺の対応が、また少し変わってくると思います。

あと、熱を出して健康管理室にいる、あるいはちょっとけがをしてすりむく。同じ健康管理室に全く違う子どもがいたときに、分離しないといけないなど、その辺のことも、少しコロナ後は対応が違うと思うので、少し考えていただきたいと思います。

以上です。

阿部保健体育課長 児童生徒が発熱という場合には、保護者にまず連絡をした後に、場所を変えて子どもたちの健康観察をして、けが等で保健室に来た児童生徒とは別の形で対応していきたいと考えております。

体調が悪いときには家で過ごすということですが、我々としては、できる限り保護者の方に連絡をいち早く取って、迎えに来ていただくような働きかけをしていきたいと考えております。

以上です。

磯野教育長 報告事項（２）「令和２年５月１日現在の児童生徒数について」、学事課長、説明をお願いします。

栗和田学事課長 報告事項（２）「令和２年５月１日現在の児童生徒数について」、資料の１ページをお願いします。

千葉市立小中学校の児童生徒数については、文部科学省が行っている学校基本調査に合わせて、５月１日現在の児童生徒数を各小中学校から報告を受けて、集計しております。

令和２年度の調査で、５月１日現在の児童生徒数は、小学校で、男子２万３，９８５人、女子２万２，７３７人の計４万６，７２２人であり、中学校では、男子１万１，６８９人、女子１万１，１５６人の計２万２，８４５人でした。調査結果については、集計後に千葉市のホームページでも公表しておりまして、今年度も近日中に公表する予定となっております。

参考としまして、直近５か年の千葉市立小中学校の児童生徒数の推移と特別支援学級児童生徒数の推移をお示ししております。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

議案第１７号 懲戒処分の指針の一部改正について

磯野教育長 では、議案第１７号「懲戒処分の指針の一部改正について」、教育職員課長、説明をお願いいたします。

吉田教育職員課長 議案第１７号「懲戒処分の指針の一部改正について」説明します。

議案書の３ページ、参考資料の１ページをご覧ください。

まず、議案の趣旨です。

国家公務員の懲戒処分の指針の一部改正を踏まえ、千葉市教育委員会の懲戒処分の指針においても、パワー・ハラスメントや公文書の不適正な取扱いなどに関する標準例を新設又は拡充するため、懲戒処分の指針の一部を改正することについて、千葉市教育委員会組織規則第８条第４号の規定に基づき、議決を求めるものです。

続きまして、「２ 議案の概要」をご覧ください。

現行の標準例のうち、「一般服務関係」の「守秘義務違反」について規定を拡充するとともに、「パワー・ハラスメント」

及び「公文書の不適正な取扱い」に対応する具体的標準例を定めるものです。

また、「非行関係」の「麻薬・覚せい剤等の所持又は使用」に関する規定を拡充しました。

最後に、「3 施行年月日」についてですが、令和2年6月1日とします。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

小西委員 パワー・ハラスメントですが、来月から法改正で施行されると思うのですが、現在、千葉市では、パワハラ防止のための教員への周知方法というのは、こういった形でされているでしょうか。

吉田教育職員課長 パワー・ハラスメント等の指針に関しましては、パワー・ハラスメントの指針、学校版を昨年度作成しまして、各学校に配布し、職員への周知を図っております。

また、6月1日付けで、パワー・ハラスメントに関する要綱が全庁的に制定されますので、それに伴いこちらも改定し、各学校に配布して、職員への周知を図っていく予定であります。

また、併せまして、ハラスメントは重大な人権侵害の一つであると考えておりますので、教育職員課におきましては、教職員のための人権教育資料を作成しました。この中には、子どもの権利条約に関する内容も含まれております。これも各学校に配布しまして、パワー・ハラスメントの防止についての取組みを周知していきたいと思っております。

小西委員 ありがとうございます。

昨年、神戸で教員間のいじめの事件があったと思うのですが、あの調査報告書を見ると、神戸市もちゃんと研修をしていました。加害者の方もちゃんと参加をしていたのですが、やはり研修が通り一遍なもので、記憶に残らないというような内容だったという点も不備として指摘されています。

千葉市の全教員に対して、定期的に研修を行うのはなかなか難しいかもしれないのですが、何かの機会に、教員が、一度でもいいのでしっかり頭を使って議論できるような内容としたり、外部講師を呼んだりするなど、しっかりと記憶に残るような研修を実施していただければと思いますので、お願

いします。

あと、1月に国の指針で、パワー・ハラスメントの具体例が出ているかと思うのですが、学校版の事例はその指針も反映されていると理解してよろしいでしょうか。

吉田教育職員課長 はい。

小西委員 分かりました。ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにご質問がないようですので、議案第17号「懲戒処分
の指針の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考え
ますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第18号 市立稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行につ
いて

磯野教育長 次に、議案第18号「市立稲毛高等学校・附属中学校の中
等教育学校への移行について」、教育改革推進課長、説明を
お願いします。

片見教育改革推進課長 議案第18号「市立稲毛高等学校・附属中学校の中等教育
学校への移行について」説明します。

議案書の5ページをご覧ください。

今回、議決をいただきたい事項は3つありまして、1、千
葉市立稲毛高等学校・附属中学校を中等教育学校へ移行する
こと、2、中等教育学校の開校時期は令和4年4月とすること
、3、校舎については、建替えではなく改修とすること、
の3つです。

当議案については、平成29年度末に千葉市学校教育審議
会にて審議を進めていくことをご説明し、30年度には審議
会の諮問、31年1月には答申をいただきました。そして、
令和元年度については、学校の職員を交えて準備委員会を立
ち上げ、検討を開始しました。本年度は、引き続き開校に向
け、より具体的な検討を進めて参りたいと考えております。

参考資料の5ページにて、少し具体的に説明させていただきます。

まず、「1 課題への対応」の部分ですが、大きく3つあ
りまして、1つ目は、中高一貫教育の市民ニーズへの対応で
す。市内に中等教育学校を設置することで、市外へ人材が流

出することを防ぐことや、公立学校としての中等教育学校を設置することにより、経済的に中高一貫教育を諦めている家庭への機会を提供するということができると考えております。

2つ目が、効率化及び質の向上です。現在、稲毛高等学校には複数の教育課程がありまして、いわゆる内進生、附属中学校から上がってくる生徒、それから外進生、高校の段階で入る生徒の教育課程、また、国際教養科の教育課程、これらを1つにすることによって、6年間全体を通した中高一貫教育の特性を生かし、学校運営を改善することができるということを考えております。

3つ目ですが、少子化の進展に対応した戦略的な定員削減です。今後、少子化が進み、定員減を考えなければならない時期が参ります。戦略的に定員を削減することで、定員管理による教育の質の維持・向上を図ることができると考えております。

このことから、先ほど申しました「2 方針案」の3つについて、議決いただきたいと考えております。

次に、「3 中等教育学校の概要」ですが、中等教育学校のコンセプトについては、「地域・世界・未来を切り拓くグローバル・リーダーの育成」、学校の特色として、「国際教育」、「課題発見・解決型学習」、「幅広い教養」を基にした教育活動を展開していきたいと考えております。

学校規模については、1学年4学級の160名と考えております。

また、6ページに、移行スケジュールについての表がございますが、令和4年に前期課程、中学校段階の1年生が入学し、その後、年次進行で中等教育学校となっていきます。令和9年度には6学年の全てが中等教育学校となるという形で考えております。後期課程については、全日制の課程、学科は普通科のみとし、単位制としたいと考えております。

また、通学区域は、千葉市内と考えております。

「4 施設・設備の整備」をご覧ください。

令和元年度に校舎の劣化度調査を実施しまして、調査したほとんどの箇所が改修が必要であるという報告がありました。その報告を踏まえまして、教育内容等のソフト面及び校舎改修等に係るハード面を含めた基本計画を、本年度策定したい

と考えております。

また、校舎については、躯体は平成25年度の耐震化工事の際に調査を行い、耐震化工事を既に実施しましたので、現在の躯体で問題ないということで、これを利用し、建て替えは行わない。改修に係る工事方法や工期等については、基本計画の中に、学校の教育活動等への影響が一番少なくなるように示していくとともに、ライフサイクルコストについても盛り込むということを考えております。

大規模な改修となりますが、生徒が学びやすく、教職員が働きやすい教室配置とするため、例えば、①バリアフリー化、②少人数対応教室、③アクティブ・ラーニングに適した教室、④機能性のある配置、⑤自習等に使えるスペースの確保等を考えていきたいと考えております。

最後に、スケジュールをご覧ください。

本日、本会議におきまして決定をいただけましたら、正式に公表したいと考えております。

なお、改修工事については、本年度に基本計画を策定することになりますが、令和4年度から令和8年度までの間で最も適切な時期に工事を実施するということを考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

基本的には、市内の市立の高等学校2校の差別化を図り、特色を出していくという方向、また、6年一貫教育というものが今後さらに期待されるだろうことを踏まえ、賛成します。

その上で、先ほど、改修工事についてご説明いただきましたけれども、やはり少しまだ具体的にどのようにしてその期間の学習への影響を最小限に収めるかということが、少しはっきりしないと感じたのですが、これまで伺っているお話の中でも、一時的に移転することは難しいので、移転することなく工事をしなければいけないということでした。

現時点で、その改修工事について、どの程度の学習への影響が見込めるのかということについて、最小限ということなのですが、それがどの程度なのかについて、もう少し具体的なご説明いただければ、ありがたいです。

片見教育改革推進課長 学校側との検討を進めていきたいとは思っておりますが、どうしてもやはり仮設校舎を建てなければならない可能性があると考えております。

その場合には、仮設校舎をどこに建てるか、学校の中に、グラウンドに建てるということも選択肢の一つかと考えてはおりますけれども、例えば、そうした場合には、グラウンドが使えなくなってしまうので、その間、代替施設、どこかで例えば体育の授業だったり部活動だったり、そういうものをしっかりやってもらえるような場所をきちんと確保するというようなことや、あとは、騒音の部分もありますが、そういった様々なことについて、学校側とも今後、詳細に検討を進めて参りたいと考えております。

藤川委員 本来、もう少し見通しが立ってから決定ということが望ましいのだと思いますが、いろいろと事情があって、こういう段階での決定が必要なのだと思います。

ですが、やはり学習環境を維持しながら改修を進めるということは非常に重要なので、引き続きよろしく願いいたします。

磯野教育長 ほかにご質問もないようですので、議案第18号「市立稲毛高等学校・附属中学校の中等教育学校への移行について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第19号 令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

議案第20号 令和3年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

磯野教育長 次に、議案第19号及び議案第20号については、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うこととします。

また、藤川委員におかれましては、本議案に関する教科用図書の策定に関係しているとのことですので、本議案については、控室にて待機いただきます。

(藤川委員、退出)

磯野教育長 議案第19号「令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」、議案第20号「令和3年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 議案第19号及び第20号、教科用図書採択関連の2議案について、一括してご説明します。

議案書7ページ、そして参考資料は9ページをご覧ください。

今回ご審議いただく2議案は、令和3年度使用の義務教育諸学校用教科用図書の採択方針及び令和3年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針について、千葉市教育委員会組織規則第8条第10号の規定により、議決を求めるものです。

まず、議案第19号「令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針」について、説明します。

1、採択の対象となる教科用図書ですが、(1)の中学校用教科用図書、令和3年度使用です。そして(2)の学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、同じく令和3年度使用です。

中学校用教科用図書は、前回、平成27年度に採択が行われました。今回、採択をお願いする中学校用教科用図書は、中学校用教科書目録に登載されている教科用図書です。本年度採択される教科書は、令和3年度に使用されることとなります。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度採択していただいているものです。特別支援学校、特別支援学級においても、検定済教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することを原則としておりますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の中から教科用図書を選ぶことができます。このことを定めているのが、学校教育法附則第9条です。

次に、2、採択の期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、「使用年度の前年度の8月31日までに行わなければならない」と示されていますので、この期日となっております。

3の採択方法は、次の手順を経て行われます。まず、「千葉県教科用図書選定委員会設置要綱」に基づき、教科用図書選定委員会及び専門調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行います。次に、教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、7月下旬にそれぞれ令和3年度使用教科用図書として、教育委員会会議で採択をお願いすることになります。

なお、専門調査員には、教科用図書について識見を有する校長及び教員のうちから教育委員会が委嘱します。十分な調査研究を行うため、所要の人数を委嘱することとなっており、中学校教科用図書の調査・研究は、国語、数学、理科、外国語の4教科及び特別の教科 道徳については5名、その他の教科及び特別支援教育関係図書の調査研究は3名で進めて参ります。

次に、4、教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項ですが、令和3年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知及び選定資料と選定資料作成の基本的観点に基づき、千葉市の子どもたち及び地域性への適合等を勘案し、採択を行うこととなります。

最後に、これらの採択に関わる資料については、採択の透明性及び公正確保の観点から、県に準じて、採択が終了する日の翌日である9月1日以降に公開したいと考えております。

次に、議案第20号「令和3年度使用千葉市立高等学校用教科用図書の採択方針」について説明します。議案第19号の義務教育諸学校と異なる部分を中心にご説明します。

9ページをご覧ください。

高等学校の教科用図書について、本市では、市立千葉及び市立稲毛高等学校、高等特別支援学校、市立養護学校高等部がこれに当たります。千葉市立高等学校管理規則第19条に、教科用図書は文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとする」とされております。

3の採択方法についてですが、校長は、今申し上げた千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた教科用図書編修趣意書等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、

選定が慎重かつ公正に行われるようにします。

これらの手続を経た選定に基づき、教育委員会が令和3年度使用教科用図書採択を行います。

ここで訂正が1点あります。

9ページの資料、3の(2)に、今申し上げた「教科書編集趣意書」という言葉がありますが、「集」が間違っています。「修」という字に訂正いただきたいと思います。

次に、4の教科用図書の内容に関し、考慮すべき事項についてですが、令和3年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえ、地域、学校の実態、課程、学科の特色及び生徒の心身の発達段階、特性を勘案して採択を行うこととなります。

説明は以上です。

ここで、併せて本年の教科用図書展示会についてお知らせします。本年も例年同様に、次年度使用教科用図書の見本を千葉市文化センターにおいて、6月12日の金曜日から6月26日の金曜日まで開催する予定です。開催期間中にご来場いただけたら幸いです。なお、詳細については、追って事務局から連絡しますので、よろしくお願ひします。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 1点お伺いしたいのですが、参考資料で、県からの通知文が載っていますが、前回と大きく変わったところはないように見受けますが、その解釈でよろしいでしょうか。

鶴岡教育指導課長 特に大きく変更はありません。

磯野教育長 私から1点。

7ページの採択方法の(2)の中で、読み取り方の表記の中で、どうなのかという確認です。

2行目の「識見を有する校長又は教員のうちから」と書いてあるのですが、ここを校長、教頭または教員のうちからという表記すべきなのかどうなのかということで、もし確認ができればお願いします。

鶴岡教育指導課長 基本的には校長、教頭、教員なのですが、校長がいない場合もありますので、今、教育長がおっしゃったように、校長、教頭または教員という形が正しいかと考えます。

磯野教育長 訂正ということではよろしいでしょうか。

鶴岡教育指導課長 はい。

磯野教育長 ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第19号「令和3年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」を、原案から先ほどの訂正をしたうえで可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案から一部修正のうえ可決とします。

次に、議案第20号「令和3年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。それでは、藤川委員に再度入場願います。

(藤川委員、再入場)

報告第4号 令和2年度補正予算について

磯野教育長 それでは、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に係る報告をお願いいたします。

報告第4号「令和2年度補正予算について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

片見教育改革推進課長 報告第4号についてご説明させていただきます。

議案書の11ページ、資料の11ページをご覧ください。

令和2年度補正予算について(4月補正)、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき、臨時代理により処理いたしましたので、同条2項の規定に基づき報告します。

1の報告事項ですが、本市独自の新型コロナウイルス感染症緊急対策として、インターネット環境が構築されていないなど、家庭でのオンライン学習に支障がある児童生徒へタブレット端末等を貸与する経費について、令和2年4月21日に市長の専決処分により補正予算の措置を講じたことについて、報告するものです。

2の補正予算額ですが、5,000万円で、財源は一般財源です。

3の補正予算の内容ですが、市立小中学校の児童生徒のいる家庭に必要な設定を、キッティングと申しますが、これを

行ったタブレットなど1,000台の端末に、必要に応じルーターを添えて、希望調査を基に貸与するものです。

4の今後の予定ですが、4月中旬から各家庭への貸与希望調査を行い、順次端末等の貸与を行っているところです。業者による端末の調達やキッティングに時間を要して、タブレットの発送が遅れているところですが、順次進めて参ります。説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

具体的に、いつ頃貸与が始まるのですか。

片見教育改革推進課長 既に一部、十数台は貸与を完了しているのですが、今月中にはさらに追加で200台貸与したいと考えております。さらに来月なるべく早く、追加でまた200台程度、発送したいと考えております。

藤川委員 学校が再開した場合に、その端末がどの程度使われるのかということは、少し疑問なのですが、せっかくこのような措置を取ったわけですから、今後も一時的に休校になるような事態も想定されますので、こういった端末を使う家庭学習がうまくできるように、むしろ各学校と工夫をしていただくということが必要かと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

和田委員 すみません、少し瑣末なことなのですが、教えていただければと思います。この貸与の期限というのは、年度で区切っているのでしょうか。

片見教育改革推進課長 5月に貸出しを開始し、その貸出しから1年ということなので、年度を越えて5月末くらいまでを考えております。

和田委員 分かりました。ありがとうございます。

報告第5号 令和2年度補正予算について

磯野教育長 次に、報告第5号「令和2年度補正予算について」、保健体育課長、説明をお願いします。

阿部保健体育課長 議案書の15ページをご覧ください。

令和2年度補正予算について（5月補正）のうち、新型コロナウイルス感染症の感染防止について説明します。

「1 報告事項」ですが、今後の学校再開に向けて、新型コロナウイルス感染防止のために必要な物品を購入する経費

について、令和2年5月8日に市長の専決処分により補正予算の措置を講じたので、報告します。

「2 補正予算額」ですが、児童生徒用手指消毒液が17万5,000円、児童生徒のマスクが130万9,000円で、合計148万4,000円となります。財源は、国費で74万1,000円、市の一般財源からは74万3,000円となっております。

補正予算の内容ですが、新型コロナウイルス感染予防のため、手指消毒用エタノール18リットル入りを20缶購入し、各校に配布しました。感染症予防には丁寧な手洗いが基本となりますが、登校時や給食準備の際など、必要に応じて消毒用エタノールを活用することで、一層の効果が期待できると考えております。

次に、児童生徒用マスクについてです。手作りマスク等も含め、登校する際にはマスクを着用するよう各家庭に依頼しておりますが、児童生徒の中にはマスクを忘れて登校することも考えられるため、各校の予備として、学校の児童生徒数に応じ、90枚から250枚までの範囲で、千葉市立学校170校にマスクを配布しました。接触感染及び飛沫感染のリスクを下げながら、児童生徒が学校生活を送ることができるよう、補正予算の措置を講じたものです。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。よろしいですか。

以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆さん、ここまででその他としてご意見、ご質問等何かありますか。よろしいですか。

次に、議案第21号及び第22号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴の方は退出をお願いいたします。

(傍聴人、退出)

議案第21号 令和2年度補正予算について

磯野教育長 審議を再開します。

議案第21号「令和2年度補正予算について」、学校施設

課担当課長、説明をお願いいたします。

石川学校施設課担当課長 議案第21号「令和2年度補正予算（6月補正）」についてご説明します。

議案書の2ページをお願いします。

令和2年度補正予算のうち、「耐震改修・グラウンド改修」について説明します。

まず「1. 耐震改修」についてご説明します。

補正理由ですが、市立学校の校舎の一部において、耐震性能が不足していることが判明したことから、該当する学校について早急に耐震対策を実施する必要があるため、耐震改修工事に向けた実施設計及び応急的な改修工事に係る費用を増額補正するものです。

補正予算額は4,200万円で、財源及び補正内容、業務の内容や対象校は記載のとおりです。

続きまして、「2. グラウンド改修」についてご説明します。

補正理由ですが、グラウンドの老朽化により、降雨後の水はけが悪化し、体育授業や運動部活動などに支障を来しているほか、近隣への砂塵被害が発生しているため、グラウンドの側溝などの排水施設改修及び土壌改良を行うものです。

令和2年3月2日付けで令和元年度国の第1次補正による国庫補助交付決定があったことから、本年度内に施工するため、工事費について増額するものです。

補正予算額は2億2,110万円で、財源及び補正内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

磯野教育長 続いて、教育改革推進課長、説明をお願いします。

片見教育改革推進課長 3ページをご覧ください。

「情報教育推進事業（GIGAスクール構想の実現）」についてご説明します。

補正理由については、昨年12月5日及び本年4月7日に閣議決定された経済対策を踏まえまして、1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワーク整備等を包含した「GIGAスクール構想」の実現及び加速を目的として、国において、令和元年度に2,318億円、令和2年度に2,292億円が計上されているところです。

これらの国の措置を受けまして、本市における児童生徒1人1台端末の整備等を行うものです。

2の補正予算額ですが、54億300万円で、財源は記載のとおりです。

3の補正予算の内容ですが、表に記載のとおり、端末整備として41億8,600万円、ネットワーク整備として12億1,700万円計上しております。このうち、6学年分の端末購入については、台数が多く、年度内の納品が不透明であることから、繰越明許費を設定します。

4の債務負担行為の設定ですが、本事業で導入する端末の運用管理に係る経費として、債務負担行為を設定します。設定期間は、令和3年度から令和8年度までです。限度額は16億1,500万円です。

説明は以上です。

磯野教育長 続いて、保健体育課担当課長、説明をお願いします。

山本保健体育課担当課長 議案第21号「令和2年度補正予算」についてのうち、「学校臨時休業対策費補助金」についてご説明します。

議案書の4ページをお願いします。

1の補正理由ですが、令和2年3月の新型コロナウイルス感染予防に係る市立学校の一斉休校に伴う発注済み食材のキャンセルによる負担を軽減するほか、学校再開後の学校給食の円滑な実施を図るため、学校給食物資納入業者に支援金を支給するものです。

2の補正予算額は1億6,000万円で、財源は記載のとおりです。なお、財源のうち繰入金について、一般会計で同額の繰出金を要望しており、全額国費の対象となっております。

3の補正予算の内容です。3月分については、学校給食物資納入業者78者への支援金8,000万円、間接国庫補助、補助率4分の3、4月分については、学校給食物資納入業者78者への支援金で、こちらも8,000万円です。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。財源について質問させていただきます。

耐震改修・グラウンド改修とGIGAスクール構想につい

ては、かなりの程度市債が財源となっていますけれども、私も知識がなくて、これまでと違うのかどうかよく分からないので、お尋ねしたいのですが、臨時で必要になったために一般財源が不足していて、市債ということなのかなと思うのですが、そういう理解でよいのかということ。

そして、グラウンド改修等というのは、基本的にある程度必要性があることが多いものだと思うのですが、このようなものが市債での対応で問題ないのかということなどについて、すみません、初歩的な質問だと思うのですが、ご説明いただければ幸いです。

森永学校施設課長 市債に関してなのですが、多くの公共事業については、世代間の負担といたしまして、そのときにいる学校の生徒だけではなくて、将来にわたって各生徒、各保護者が負担すべきものという公平性の観点から、基本的には市債を使うこととしております。

財政状況によってというところも、もちろんあるのですが、公共事業の場合は、基本的には市債を使うということです。

基本的な市債の使い方ですけれども、全体事業費から国庫補助金を抜いたものに対して、それぞれ国の定める充当率というものが決まっております、ここでは100%、事業費から国費を抜いたものに対して100%を充当しているというところです。

こちらについては、財政局のほうで、その都度起債限度額を見ながら、その限度額内で市債を起すということになっております。

以上です。

藤川委員 どうもありがとうございました。勉強になりました。

小西委員 GIGAスクール構想なのですが、1人1台端末とは、これは学校で使うことが前提なのでしょうか。家への持ち帰りなどはできないのでしょうか。

片見教育改革推進課長 基本的には、学校でまず使うということを考えておりますが、やはり今、コロナのような状況というのも想定しまして、持ち帰りも、そういう必要なときにはできるような形で検討を進めて参りたいと考えています。

小西委員 できるだけ有効に使ってもらいたいと思います。

片見教育改革推進課長 分かりました。

和田委員 同じGIGAスクールに関してなのですが、少し本筋と違うことになりましたが、この1か月で、市長への手紙の内容で何件か見受けられたのですが、基地を学校の敷地内に建てるということで、子どもへの身体的な影響があるのではないかというご心配を抱いている方がいらっしゃるようなのですね。これは、全く問題がないと答えているのですが、そのような心配を払拭するような説明を丁寧にしてもらえたら、と思います。要望です。お願いします。

片見教育改革推進課長 分かりました。

磯野教育長 ほかにご質問ないようですので、議決に移ります。

議案第21号「令和2年度補正予算について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第22号 工事請負契約について

磯野教育長 議案第22号「工事請負契約について」、学校施設課長、説明をお願いします。

森永学校施設課長 議案第22号「工事請負契約について」、ご説明をいたします。

議案書は7ページとなりますが、お手元に配布しております別冊参考資料により説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。

千城台わかば小学校は、本年4月に旧千城台北小学校と旧千城台西小学校を統合し、新設されたところです。同校は、旧千城台北小学校の校舎等を使用することとしているため、大規模改造工事を施工するものです。

なお、工事完了までの間は、旧千城台西小学校の校舎等を暫定使用しているところです。

1の工事名称は、千葉市立千城台わかば小学校大規模改造工事、2の施工場所は、若葉区千城台北1丁目4番1号、旧千城台北小学校となります。

3の工事概要ですが、校舎棟においては、外壁、内壁及び床の改修、トイレ改修等のほか、エレベーター設置の工事を実施します。また、屋内運動場においては、屋根の塗装及び外壁の改修、床の張り替え等の工事を実施するものです。

4の契約方法は、制限付き一般競争入札にて実施、5の契約金額は、3億7,950万円です。6の工期は、契約日の翌日から240日間です。7の請負者ですが、株式会社山田工務所です。

次に、8のスケジュール及び、次ページご覧いただきまして、9、予算措置については、記載のとおりとなっています。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。よろしいですか。

ご質問もないようですので、それでは、議決に移ります。

議案第22号「工事請負契約について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

9 その他

- (1) 第6回定例会は、事務局において日程を調整し、6月24日 水曜日 午後2時からとした。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言